

平成31年度天童市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金

ブロック塀等の除却・一部除却工事に係る費用の一部(上限15万円)を助成します

事業概要

児童を始めとする通行人の安全を確保し、倒壊による人身事故を未然に防止するため、公衆の用に供する道路及び通路に面し地震等の自然災害により倒壊の危険性が高いブロック塀等を除却又は一部除却する方に対し、補助金を交付します。

対象工事	工事内容
A 除却	ブロック塀等を基礎まで含めて解体し撤去(当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁を除くブロック塀等の撤去)する
B 一部除却	ブロック塀等の一部を解体し、高さを前面の道路面(当該ブロック塀等が擁壁上に組積してある場合は、擁壁上からの高さ)から50センチメートル以下にする工事

※ブロック塀等とは・・・コンクリートブロック塀、石造、れんが造その他の組積造の塀による塀及び門柱をいう。

補助金の額	
以下のいずれか少ない額 ・補助対象経費に1/2を乗じた額 ・道路からの見付け面積1㎡あたり8,000円を乗じた額	上限15万円

【補助金の対象となるブロック塀等】(以下の全てに該当すること)

- 道路面からの高さが1メートル(基礎及び擁壁を含む。)を超えるもの
ただし、擁壁上に組積してあるブロック塀等はブロック塀等の部分が60cmを超えるものが対象
- 道路に面する部分全てを除却(基礎まで全て撤去、又は、高さを50cm以下に撤去)するもの
- ブロック塀等の除却後に再設置の必要がある場合は、生垣、フェンス、板塀等で施工することに努めるもの

【補助対象事業の要件】(以下の全てに該当すること)

- 未着工であること
- 平成32年2月28日までに完了すること
- 市区町村税の滞納のない方
- 市内に会社の本店又は支店を有する建設業者との請負契約であること
- ブロック塀等の所有者又はブロック塀等が組積された土地の所有者

【その他の要件等】

- ◆申請は1敷地につき1回に限ります。
- ◆門柱は、頂部を除く表面積の2分の1を見付面積とします。

提出書類と手続きの流れ

【提出書類】

申請時に提出するもの	
<input type="checkbox"/> 交付申請書（規則第1号）	様式は、建設課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第1号）	
<input type="checkbox"/> 位置図（様式第2号）	
<input type="checkbox"/> 平面図（様式第3号）	
<input type="checkbox"/> 立面図（様式第4号）	
<input type="checkbox"/> 門柱図（様式第5号）	
<input type="checkbox"/> 点検表（様式第6号）	
<input type="checkbox"/> 現況（工事前）の写真	住宅の全体及び工事箇所（高さ、延長）の分かるもの
<input type="checkbox"/> 見積書の写し	対象工事に要する経費（工事内容）を確認できるもの ※対象外の工事を含む場合は対象部分を区別してください
<input type="checkbox"/> 納税証明書 ※市民課に証明申請	申請者の分（滞納がないことの確認） 1通 400円
<input type="checkbox"/> 承諾書	市税の滞納がないか調査します。
<input type="checkbox"/> 委任状	手続きを委任する場合必要です。
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	補助要件の確認のためをお願いする場合があります。

※ 本人以外が納税証明書を証明申請する場合は、本人からの委任状が必要となります。



市⇒平成31年度天童市危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付決定通知書
(上記の申請受付後、市で作成し、申請者にお送りする書類です)

完了時に提出するもの（工事が完了している場合は申請時に同時に提出していただけます。）	
<input type="checkbox"/> 実績報告書（規則第3号）	様式は、建設課窓口、市ホームページで入手できます。
<input type="checkbox"/> 工事完了届（様式第8号）	
<input type="checkbox"/> 工事中の施工写真	工事施工中の写真（カラープリント）
<input type="checkbox"/> 工事の完成写真	工事施工後の写真（カラープリント） ※施工前に撮影した写真と比較できるように撮影してください。
<input type="checkbox"/> 契約書の写し	工事契約を証明するもの
<input type="checkbox"/> 請求書又は領収書の写し	工事費の支払いを証明するもの
<input type="checkbox"/> 補助金請求書（規則第4号）	様式は、建設課窓口、市ホームページで入手できます。 請求日は提出の際ご記入いただきますので空欄をお願いします。

その他留意事項

【交付決定後の工事内容の変更】

- ・ 工事費に増減額が生じる場合や、工事内容が変更になる場合には、変更申請を提出してください。
- ・ 変更申請の際には、変更工事箇所の着工前の写真及び変更した見積書・図面などが必要になります。
- ・ 申請書等に押印する印鑑は、すべての書類に同一のものを使用してください。

申込み・問合せ

- ・ 受付開始 平成31年4月15日（月）から
- ・ 問合せ 建設課建築指導係（市役所4階） 電話023-654-1111 内線418